車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成23年３月７日

中国地方整備局長　福田　　功

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	鳥取県東伯郡北栄町大谷字西浜田3263番から鳥取県西伯郡大山町栄田字六ツ塚原655番５まで
一般国道180号	岡山県岡山市北区西長瀬1202番２から岡山県岡山市北区楢津字道下650番１まで

2　指定する期日　平成23年４月１日

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、上松輸送株式会社から、全日本建設交運一般労働組合関東支部上松分会が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成23年３月９日以降、同組合の組合員が従事する全職場（埼玉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年３月７日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、健康保険病院労働組合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成23年３月８日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年３月７日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

北海道	札幌社会保険総合病院、北海道社会保険病院及び北海道社会保険介護老人保健施設
宮城県	仙台社会保険病院、東北厚生年金病院、宮城社会保険病院及び宮城社会保険介護老人保健施設
秋田県	秋田社会保険病院及び秋田社会保険介護老人保健施設
福島県	社会保険二本松病院及び二本松社会保険介護老人保健施設
栃木県	宇都宮社会保険病院及び宇都宮社会保険介護老人保健施設
群馬県	社会保険群馬中央総合病院及び群馬社会保険介護老人保健施設
埼玉県	社会保険大宮総合病院、埼玉社会保険病院及び埼玉社会保険介護老人保健施設
千葉県	千葉社会保険病院及び千葉社会保険介護老人保健施設
東京都	社会保険中央総合病院及び社会保険蒲田総合病院
神奈川県	川崎社会保険病院、川崎社会保険介護老人保健施設、社会保険横浜中央病院及び社会保険相模野病院
石川県	金沢社会保険病院及び金沢社会保険介護老人保健施設
福井県	福井社会保険病院、福井社会保険介護老人保健施設、社会保険高浜病院及び高浜社会保険介護老人保健施設
山梨県	社会保険鰍沢病院及び鰍沢社会保険介護老人保健施設
静岡県	三島社会保険病院、三島社会保険介護老人保健施設及び社会保険桜ヶ丘総合病院
愛知県	社会保険中京病院及び中京社会保険介護老人保健施設
三重県	四日市社会保険病院及び四日市社会保険介護老人保健施設
滋賀県	社会保険滋賀病院及び滋賀社会保険介護老人保健施設
京都府	社会保険京都病院
大阪府	星ヶ丘厚生年金病院
兵庫県	社会保険神戸中央病院、神戸社会保険介護老人保健施設及び社会保険神戸中央病院付属ハーバーランド健康管理クリニック
奈良県	奈良社会保険病院
山口県	社会保険下関厚生病院及び下関社会保険介護老人保健施設
徳島県	健康保険鳴門病院
愛媛県	宇和島社会保険病院及び宇和島社会保険介護老人保健施設
高知県	厚生年金高知リハビリテーション病院
福岡県	健康保険直方中央病院、社会保険久留米第一病院及び久留米社会保険介護老人保健施設
熊本県	健康保険八代総合病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日立物流労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成23年３月23日以降、同組合の組合員が従事する株式会社日立物流の全職場（北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県及び宮崎県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年３月７日

厚生労働大臣　細川　律夫

国家試験

平成二十二年度一級及び二級造園施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書の交付申請の受付

平成二十二年度一級及び二級造園施工管理技術検定の合格者並びに合格証明書の交付について、施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第八条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十三年三月七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　合格者の受験番号の掲示　平成二十二年度一級及び二級造園施工管理技術検定に合格した者の受験番号を次の各府県庁、国土交通省北海道開発局、北陸地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、内閣府沖縄総合事務局及び財団法人全国建設研修センターにおいて、当該地区（財団法人全国建設研修センターは全地区）の合格者の受験番号を掲示する。

札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課

仙台市青葉区本町三―八―一　宮城県土木部事業管理課

二　合格証明書の交付申請

（一）申請することができる者　財団法人全国建設研修センターの行った一級又は二級造園施工管理技術検定実地試験に合格した者

（二）提出書類　合格証明書交付申請書

（三）申請の受付期間　平成二十三年三月七日から平成二十三年三月十八日までとする。

ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

三　申請書等の提出先　申請書等の提出先は次の各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局とする。

〒〇六〇―八六一一　札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課

〒九八〇―八六〇二　仙台市青葉区二日町九―十五　国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒三三三〇―九七二四　さいたま市中央区新都心二―一一　国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課

〒九五〇―八八〇一　新潟市中央区美咲町一―一―一　国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒四六〇―八五一四　名古屋市中区三の丸三―一―一　国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課

〒五四〇―八五八六　大阪市中央区大手前二―一―一四十四　国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課

〒八六〇―八五一一　熊本市中央区大手前二―一―一　国土交通省九州地方整備局建政部都市整備課

〒七九〇―八五二〇　松山市宮田町一―一　国土交通省四国地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒八一〇―〇〇一一　福岡市中央区天神二―一四―三十　国土交通省九州地方整備局建政部都市整備課

〒八一二―〇〇一一　福岡市博多区東公園七―七　福岡県建築都市部公園街路課

〒九〇〇―〇〇一一　那覇市おもろまち二―一―一　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

〒一〇四―〇〇三一　東京都中央区日本橋本町三―十一―三十サウスヒル永田町ビル　財団法人全国建設研修センター

二　合格証明書の交付申請

（一）申請することができる者　財団法人全国建設研修センターの行った一級又は二級造園施工管理技術検定実地試験に合格した者

（二）提出書類　合格証明書交付申請書

（三）申請の受付期間　平成二十三年三月七日から平成二十三年三月十八日までとする。

ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

三　申請書等の提出先　申請書等の提出先は次の各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局とする。

〒九五一―八五一〇　新潟市中央区美咲町一―一―一　国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒四六〇―八五一一　名古屋市中区三の丸三―一―二　国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課

〒七九〇―八五二〇　松山市宮田町一―一　国土交通省四国地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒八一〇―〇〇一一　福岡市中央区天神二―一四―三十　国土交通省九州地方整備局建政部都市整備課

〒八六〇―八五一一　熊本市中央区大手前二―一―一　国土交通省九州地方整備局建政部都市整備課